

## 株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2

株 式 会 社 **城南進学研究社**

代表取締役社長 下 村 勝 己

### 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2  
当社 本部ビル 5階ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                        |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.johnan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、消費税と円安の進行による生活必需品の値上がり、家計には厳しい環境を招いたものの、政府の経済対策や金融政策等を背景とした雇用情勢や企業収益の改善によって、緩やかな回復基調が続きました。

当業界におきましても、消費マインドの低迷によって、家計に占める教育費の割合は高水準を維持する一方、教育投資の対象が受験に偏らない多様な分野に拡がり、行政による入試制度改革の促進と相まって、各社とも事業領域の見直しを加速させております。

このような状況で当社グループは、乳幼児から社会人を包摂する「総合教育企業」としての性格を鮮明にするために、新規コンテンツの開発と事業分野間の有機的な運営が可能な組織編成に注力してまいりました。

市場規模の縮小が続く大学受験予備校部門においては、どの学年も安定的な受講者数を獲得する一方、前連結会計年度に開始した演習強化の新コンテンツ「THE TANREN」と当連結会計年度より本格化させた「THE TANREN 夏合宿・冬合宿」により、売上単価のアップを実現させ、受講生の増減に左右されにくい収益構造を確立させております。

競争激化傾向が続く個別指導直営部門におきましては、映像コンテンツの導入と研修強化によって生徒指導の水準を高めた結果、全体として前年度比16%増の新規入学者を集め、売上高においても前年度比11%以上の上昇を挙げております。全国展開を加速させている個別指導フランチャイズ部門では、今年度35教室を開校して全200教室に達し、前年度比32%以上の新規入学増を達成いたしました。

今後の拡大が期待できる乳幼児教育部門では、育脳教室「くぼたのうけん」が新規に2教室開校し、全5教室で評判を得ております。幼児英語教室「ゾー・フォニックス・アカデミー」は新規の南浦和教室の開校に加え、収容力を高めるために既存教室の自由が丘教室を移転し、利用者の利便性を高めました。東京認証保育所「城南ルミナ保育園立川」は、毎年入園児を増やし、当連結会計年度は受入枠を満たす勢いの集客を示し、売上高も前年度比15%を超える増収を実現しております。

映像授業部門では、エリアを厳選した着実な店舗開発を図り、現10教室で売上高、生徒数とも前連結会計年度を大幅に上回る展開を維持し、他のeラーニング部門と

ともに、時代の要請を捉えて高い評価を獲得しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は6,179百万円（前連結会計年度比9.8%増）となり、営業利益は317百万円（同62.9%増）、経常利益は384百万円（同50.5%増）、当期純利益は293百万円（同107.5%増）となりました。

（上記金額には消費税等は含まれておりません。）

事業部門別の状況は以下のとおりです。

事業部門別売上高明細表

| 区 分                        | 第 32 期                        | 第 33 期                        |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                            | （平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで） | （平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで） |
|                            | 百万円                           | 百万円                           |
| 予 備 校 部 門<br>（ 現 役 高 校 生 ） | 2,241                         | 2,231                         |
| 予 備 校 部 門<br>（ 高 校 卒 業 生 ） | 572                           | 603                           |
| 個 別 指 導 部 門<br>（ 直 営 ）     | 1,687                         | 1,883                         |
| 個 別 指 導 部 門<br>（ F C ）     | 254                           | 310                           |
| 映 像 授 業 部 門                | 500                           | 616                           |
| デジタル教材・児童教育部門              | 322                           | 469                           |
| そ の 他                      | 50                            | 64                            |
| 合 計                        | 5,629                         | 6,179                         |

- (注) 1. 児童教育部門には子会社の売上を含んでおります。  
2. 上記の金額は、消費税等を含んでおりません。  
3. 予備校の各校舎に併設している個別指導教室の売上高につきましては、個別指導部門に含めております。

## (2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額はリースを含めて223百万円で、その主なものは次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 教室等の移転、新設 | 92百万円 |
| 基幹システム 改修 | 15百万円 |
| 製本等器具     | 8百万円  |

これらの投資については、自己資金によって賄いました。

## (3) 重要な資金調達状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、様々な層における多様な教育ニーズを掘りおこすことによって、垂直及び水平展開を進めながら事業領域の拡大を図り、総合教育企業としての業態を確立していくことを重要課題としております。

予備校部門におきましては、進行する少子化のもとにおいても安定した利益を確保するために競合との差別化を図り、質の高い教育サービスの提供を行ってまいります。

個別指導部門につきましては、「成績保証制度」や演習授業等の導入により他社との差別化を明確にし、幅広い年齢層の生徒募集を増強していくとともに、FC教室においては本部体制を強化し、さらなる全国展開により、「マーケットの拡大」を図ってまいります。

児童教育部門では「くぼたのうけん」において、今後も規模の拡大を進めていくとともに、連結子会社である株式会社ジー・イー・エヌが展開する児童向け英語教室「ズー・フォニックス・アカデミー」を拡大してまいります。

また映像授業部門の校舎展開にも引き続き注力してまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 単 位 | 第 30 期<br>(平成23年度) | 第 31 期<br>(平成24年度) | 第 32 期<br>(平成25年度) | 第 33 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年度) |
|------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高      | 百万円 | 4,992              | 5,288              | 5,629              | 6,179                           |
| 経 常 利 益    | 百万円 | 329                | 223                | 255                | 384                             |
| 当 期 純 利 益  | 百万円 | 385                | 174                | 141                | 293                             |
| 1株当たり当期純利益 | 円   | 47.85              | 21.63              | 17.59              | 36.50                           |
| 総 資 産      | 百万円 | 5,160              | 5,361              | 5,659              | 6,229                           |
| 純 資 産      | 百万円 | 3,840              | 3,975              | 4,065              | 4,319                           |

(注) 第32期が連結初年度となりますので、第31期以前については、当社単体の数値を記載しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容   |
|--------------|---------|----------|-----------|
| 株式会社ジー・イー・エヌ | 9,600千円 | 75%      | 児童英語教室の運営 |

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

- ・ 予備校部門……対象：高校生及び高校卒業生  
内容：大学受験のための教育・指導及び高校の補習
- ・ 個別指導部門……対象：小学生から高校卒業生  
(直営及びFC) 内容：中学及び高校、大学受験のための教育・指導及び学校の補習
- ・ 児童教育部門……対象：乳幼児から小学生  
内容：乳幼児を対象とした育脳教育教室及び認証保育所及び小学生までを対象とした英語教室の運営
- ・ デジタル教材部門……対象：乳幼児から高校卒業生  
内容：WEBによる乳幼児を対象とした育脳教育、小中学生のための学習システムの提供及び大学受験のための映像教材の作成
- ・ 映像授業部門……対象：高校生  
内容：映像授業による大学受験のための教育・指導

(8) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

- ① 本部 神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2
- ② 校舎及び教室
  - (ア) 予備校校舎 東京都（4校舎）、神奈川県（5校舎）、千葉県（1校舎）、埼玉県（1校舎)
  - (イ) 個別指導教室
    - 直営教室 東京都（23教室）、神奈川県（27教室）、千葉県（1教室）、埼玉県（7教室）、大阪府（1教室）、兵庫県（1教室）、三重県（1教室）、新潟県（1教室)
    - フランチャイズ教室 関東（150教室）、東北・北海道（12教室）、中部（14教室）、近畿（12教室）、中国地方（5教室）、九州（7教室)
  - (ウ) 映像授業校舎 東京都（1校舎）、神奈川県（1校舎）、埼玉県（3校舎）、千葉県（2校舎）、群馬県（1校舎）、新潟県（2校舎)
  - (エ) 乳幼児教室 東京都（4教室）、神奈川県（1教室)
  - 認証保育園 東京都（1園)
  - 児童英語教室 東京都（1教室）、埼玉県（1教室)

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 224名 | 28名         |

(注) 使用人数は就業員数であります。当連結会計年度において、就業員数が28名増加しております。増加の主な要因は事業規模の拡大に伴う人員増加であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|--------|--------|
| 212(1,960)名 | +24(+94)名 | 37.50歳 | 12.75年 |

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者（講師、契約社員、アルバイト）数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,053,193株（自己株式884,647株を除く）
- (3) 株主数 659名
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 シ モ ム ラ   | 2,690千株 | 33.4%   |
| 下 村 勝 己           | 1,157   | 14.4    |
| 下 村 友 里           | 379     | 4.7     |
| 山 崎 杏 里           | 379     | 4.7     |
| 深 堀 和 子           | 320     | 4.0     |
| 小 川 由 晃           | 266     | 3.3     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 192     | 2.4     |
| 山 本 知 宏           | 147     | 1.8     |
| 深 堀 雄 一 郎         | 120     | 1.5     |
| 深 堀 泰 弘           | 120     | 1.5     |

（注）持株比率は自己株式（884,647株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役（平成27年3月31日現在）

| 氏 名     | 地位及び担当                           | 重要な兼職の状況又は職業                     |
|---------|----------------------------------|----------------------------------|
| 下 村 勝 己 | 代 表 取 締 役 社 長                    | 有限会社シモムラ代表取締役<br>独逸機械貿易株式会社取締役   |
| 柴 田 里 美 | 常 務 取 締 役<br>集 合 授 業 事 業 部 担 当   |                                  |
| 杉 山 幸 広 | 取 締 役 管 理 本 部 長<br>兼 経 営 戦 略 室 長 | 株式会社イオマガジン取締役<br>株式会社ジー・イー・エヌ取締役 |
| 千 島 克 哉 | 取 締 役 事 業 本 部 長                  | 株式会社イオマガジン取締役<br>株式会社ジー・イー・エヌ取締役 |
| 深 堀 和 子 | 取 締 役                            | 学校法人深堀学園理事長兼学校長<br>独逸機械貿易株式会社取締役 |
| 宮 本 和 人 | 常 勤 監 査 役                        |                                  |
| 小 林 慎 一 | 監 査 役                            | 公 認 会 計 士                        |
| 西 村 泰 夫 | 監 査 役                            | 弁 護 士                            |

- (注) 1. 監査役小林慎一、監査役西村泰夫の両氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役宮本和人、監査役小林慎一の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役宮本和人氏は、当社の総務部に平成9年11月から平成12年9月まで在籍し、通算2年11ヶ月にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しておりました。
  - ・監査役小林慎一氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査役小林慎一氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ております。
4. 当該事業年度末日後の取締役の担当及び兼務の変更  
該当事項はありません。

##### (2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役 該当事項はありません。

##### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額        |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(0) | 69百万円<br>(0) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 18<br>(6)    |
| 合 計                | 8<br>(2)  | 88<br>(6)    |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年6月30日開催の第13回定時株主総会において年額168百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第15回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。



#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 監査役 小林慎一

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動内容  
取締役会は14回開催中13回に出席、監査役会は9回開催中9回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
- オ. 責任限定契約の内容の概要  
社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。
- カ. 当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

##### ② 監査役 西村泰夫

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動内容  
取締役会は14回開催中13回に出席、監査役会は9回開催中8回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
- オ. 責任限定契約の内容の概要  
社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

カ、当社の子会社から当連結会計年度において役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選を進めて参りましたが、適任者を見つけるに至らず、当社が求める知見及び独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから当事業年度末日を迎えました。その後も人選を進めた結果、この度、当社が求める知見及び独立性を有する小林慎一氏、西村泰夫氏の2名を社外取締役に迎えるべく第4号議案を本総会にお諮りする運びとなりました。何卒事情ご賢察の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                       | 支 払 額    |
|---------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額    | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集さ

れる株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令等遵守に関する基本方針を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」として当社グループ内に周知徹底する。
  - ・弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する非常勤監査役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令等の遵守に関する事項を付議する。その審議結果は取締役会に適宜報告する。
  - ・内部監査室は、法令等遵守の状況を監査し、法令違反の疑義のある行為等については「コンプライアンス・リスク管理委員会」に速やかに報告する。
  - ・当社グループの事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談するシステムとして「コンプライアンスホットライン」を整備する。
  - ・適時適正な財務報告のため、「財務報告に係る内部統制の基本規程」に基づき、財務報告に関する内部統制を評価・是正する体制を構築する。
  - ・「組織規程」「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等を明確にする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・文書の保存期間その他の管理体制について「文書管理規程」を整備し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
  - ・監査役会又は監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理に関する基本方針を定め、弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する非常勤監査役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、代表取締役等によるリスクの識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがないか、及び仮にリスクが顕在化した際には損失を最小限に抑える体制が整っているかを監視し、問題があれば取締役会に適宜報告する。
  - ・内部監査室は、リスク管理の状況を監査する。
  - ・リスクが顕在化した際には、各部門において情報収集及び迅速な報告を行い、重要性・緊急性の高い事案においては、臨時に取締役会又は経営会議を開催し、早期の事態収拾を行う。また、法的対応については弁護士たる社外監査役と、業績に及ぼす影響については公認会計士たる社外監査役並びに会計監査人と、それぞれ遅滞なく連絡を取り合い、適時適確に対処する。事後においては「コンプライアンス・リスク管理委員会」で事例の分析と再発防止策の検討を行い、日常のリスク管理にフィードバックする。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、対処すべき経営課題や重要事項の決定について十分に審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における、当社を含む企業集団全体での業務の適正を確保するための体制
- ・会社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当取締役による意思決定の前に取締役会により多面的な検討を経る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役を補助する組織を「内部監査室」とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・「内部監査室」の人事異動については監査役会の事前同意を必要とする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - ・ 法定の事項に加えて、以下の事項を遅滞なく報告する。
    - (1) 経営会議に付議・報告された案件のうち特に重要な事項
    - (2) 内部監査室が実施した監査の結果
  - ・ なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査役職務の執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 管理本部に所属する使用人は取締役会及び監査役会の事務を補助する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ・ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |                  | 負 債 の 部              |                  |
|-------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>【流動資産】</b>     | [2,432,145]      | <b>【流動負債】</b>        | [1,240,725]      |
| 現金及び預金            | 1,841,720        | 買掛金                  | 11,951           |
| 売掛金               | 146,449          | 未払金                  | 382,055          |
| 有価証券              | 90,000           | 未払法人税等               | 61,736           |
| 商物品               | 43,973           | 前受金                  | 463,753          |
| 貯蔵品               | 20,651           | 賞与引当金                | 30,616           |
| 前払費用              | 167,131          | 校舎再編成損失引当金           | 3,787            |
| 繰延税金資産            | 64,487           | 資産除去債務               | 4,598            |
| その他               | 72,224           | その他                  | 282,228          |
| 貸倒引当金             | △14,492          | <b>【固定負債】</b>        | [668,932]        |
| <b>【固定資産】</b>     | [3,797,360]      | 繰延税金負債               | 41,196           |
| <b>(有形固定資産)</b>   | [1,723,122]      | 退職給付に係る負債            | 257,220          |
| 建物及び構築物           | 808,337          | 資産除去債務               | 315,469          |
| 工具、器具及び備品         | 47,627           | その他                  | 55,046           |
| 土地                | 835,421          | <b>負債合計</b>          | <b>1,909,658</b> |
| その他               | 31,736           | <b>純資産の部</b>         |                  |
| <b>(無形固定資産)</b>   | [271,764]        | <b>【株主資本】</b>        | [5,141,896]      |
| のれん               | 141,857          | (資本金)                | [655,734]        |
| ソフトウェア            | 105,182          | (資本剰余金)              | [652,395]        |
| その他               | 24,723           | (利益剰余金)              | [4,143,186]      |
| <b>(投資その他の資産)</b> | [1,802,473]      | (自己株式)               | [△309,420]       |
| 投資有価証券            | 327,652          | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | [△839,842]       |
| 関係会社株式            | 33,930           | (その他有価証券評価差額金)       | [62,650]         |
| 敷金及び保証金           | 833,591          | (土地再評価差額金)           | [△902,493]       |
| 投資不動産             | 476,253          | <b>【少数株主持分】</b>      | [17,794]         |
| その他               | 145,073          |                      |                  |
| 貸倒引当金             | △14,027          | <b>純資産合計</b>         | <b>4,319,848</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>6,229,506</b> | <b>負債純資産合計</b>       | <b>6,229,506</b> |

## 連結損益計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目            | 金 額       |
|----------------|-----------|
| 売上高            | 6,179,838 |
| 売上原価           | 4,304,345 |
| 売上総利益          | 1,875,492 |
| 販売費及び一般管理費     | 1,558,024 |
| 営業利益           | 317,468   |
| 営業外収益          | 77,149    |
| 受取利息           | 3,309     |
| 受取配当金          | 12,790    |
| 受取手数料          | 7,401     |
| 受取賃貸料          | 39,784    |
| 為替差益           | 5,706     |
| その他            | 8,157     |
| 営業外費用          | 9,890     |
| 支払利息           | 257       |
| 不動産賃貸原価        | 9,633     |
| 経常利益           | 384,726   |
| 特別損失           | 13,601    |
| 固定資産売却損        | 9         |
| 固定資産除却損        | 1,451     |
| 減損損失           | 8,352     |
| 校舎再編成損失引当金繰入額  | 3,787     |
| 税金等調整前当期純利益    | 371,125   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 81,497    |
| 法人税等調整額        | △8,893    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 298,522   |
| 少数株主利益         | 4,575     |
| 当期純利益          | 293,946   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|---------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 平成26年4月1日残高               | 655,734 | 652,395 | 3,913,665 | △309,420 | 4,912,374 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |           |          |           |
| 剰余金の配当                    |         |         | △64,425   |          | △64,425   |
| 当期純利益                     |         |         | 293,946   |          | 293,946   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |         |           |          |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | -       | 229,521   | -        | 229,521   |
| 平成27年3月31日残高              | 655,734 | 652,395 | 4,143,186 | △309,420 | 5,141,896 |

|                           | その他の包括利益累計額                   |          |                                 | 少数株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|-------------------------------|----------|---------------------------------|--------|-----------|
|                           | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土地再評価差額金 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |           |
| 平成26年4月1日残高               | 42,475                        | △902,493 | △860,017                        | 13,219 | 4,065,576 |
| 連結会計年度中の変動額               |                               |          |                                 |        |           |
| 剰余金の配当                    |                               |          |                                 |        | △64,425   |
| 当期純利益                     |                               |          |                                 |        | 293,946   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 20,175                        |          | 20,175                          | 4,575  | 24,750    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 20,175                        | -        | 20,175                          | 4,575  | 254,271   |
| 平成27年3月31日残高              | 62,650                        | △902,493 | △839,842                        | 17,794 | 4,319,848 |



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ジー・イー・エヌ

##### ② 主要な非連結子会社の名称

株式会社イオマガジン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 2. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式(持分法非適用の非連結子会社株式)

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ③ たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～65年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額

法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 校舎再編成損失引当金

校舎再編成に係る支出及び損失に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

9年間の定額法による償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 357,375千円 |
| 土地      | 474,210千円 |
| 計       | 831,586千円 |

上記に対応する債務

担保権によって担保されている債務はありませんが、銀行取引について担保提供をしています。

(2) 圧縮記帳額

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 補助金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 |          |
| 建物                                 | 26,694千円 |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (3) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,736,369千円 |
| 投資不動産の減価償却累計額      | 75,779千円    |

(4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34条)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,941千円

(5) 取締役に対する金銭債権

1,937千円

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 8,937,840株   | 一株           | 一株           | 8,937,840株  |

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 884,647株     | 一株           | 一株           | 884,647株    |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たりの配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成26年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 64,425     | 8            | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たりの配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 80,531     | 10           | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、現在行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び投資信託等であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理)

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

(市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理)

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理)

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2参照)。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時 | 価         | 差 | 額        |
|--------------|------------|---|-----------|---|----------|
| 現金及び預金       | 1,841,720  |   | 1,841,720 |   | —        |
| 売掛金          | 131,956    |   | 131,956   |   | —        |
| 有価証券及び投資有価証券 | 384,809    |   | 384,809   |   | —        |
| 敷金及び保証金      | 833,591    |   | 704,136   |   | △129,455 |
| 資産計          | 3,192,078  |   | 3,062,623 |   | △129,455 |
| 買掛金          | 11,951     |   | 11,951    |   | —        |
| 未払金          | 382,055    |   | 382,055   |   | —        |
| 負債計          | 394,006    |   | 394,006   |   | —        |

\* 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(現金及び預金、売掛金)

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把

握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(有価証券及び投資有価証券)

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(敷金及び保証金)

敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(買掛金、未払金)

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分     | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 非上場株式   | 7,842      |
| 匿名組合出資金 | 25,000     |
| 関係会社株式  | 33,930     |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは東京都町田市において、賃貸用ビル（土地を含む。）を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する損益は27,566千円（賃貸収益は営業外収益（受取賃貸料）に、主な賃貸費用は営業外費用（不動産賃貸原価）に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 479,229千円   | △2,975千円   | 476,253千円  | 444,204千円   |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び土地再評価差額金を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士が算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 534円20銭

(2) 1株当たり当期純利益 36円50銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 純資産の部の合計額 (千円)                  | 4,319,848 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)          | 17,794    |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円)             | 4,302,053 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株) | 8,053,193 |

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 当期純利益 (千円)        | 293,946   |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | —         |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 293,946   |
| 期中平均株式数 (株)       | 8,053,193 |

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部          |                    | 負 債 の 部           |                    |
|------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 科 目              | 金 額                | 科 目               | 金 額                |
| <b>【流動資産】</b>    | <b>[2,333,133]</b> | <b>【流動負債】</b>     | <b>[1,183,247]</b> |
| 現金及び預金           | 1,758,051          | 買掛金               | 11,951             |
| 売掛金              | 140,001            | リース債務             | 10,990             |
| 有価証券             | 90,000             | 未払金               | 376,511            |
| 商物品              | 37,730             | 未払費用              | 93,086             |
| 貯蔵品              | 18,438             | 未払法人税等            | 59,993             |
| 前払費用             | 167,131            | 未払消費税等            | 123,917            |
| 繰延税金資産           | 64,315             | 前受金               | 422,741            |
| 未収入金             | 66,162             | 預り金               | 41,132             |
| 未収収益             | 398                | 賞与引当金             | 30,616             |
| その他              | 5,396              | 資産除去債務            | 4,598              |
| 貸倒引当金            | △14,492            | 校舎再編成損失引当金        | 3,787              |
| <b>【固定資産】</b>    | <b>[3,822,364]</b> | その他の他             | 3,922              |
| (有形固定資産)         | <b>[1,720,071]</b> | <b>【固定負債】</b>     | <b>[664,439]</b>   |
| 建物               | 779,531            | リース債務             | 21,746             |
| 構築物              | 27,793             | 繰延税金負債            | 41,196             |
| 工具、器具及び備品        | 46,981             | 退職給付引当金           | 257,220            |
| 土地               | 835,421            | 長期預り敷金保証金         | 30,000             |
| リース資産            | 30,342             | 資産除去債務            | 314,276            |
| (無形固定資産)         | <b>[113,746]</b>   | <b>負債合計</b>       | <b>1,847,686</b>   |
| ソフトウェア           | 105,182            | <b>純 資 産 の 部</b>  |                    |
| 商標権              | 1,866              | <b>【株主資本】</b>     | <b>[5,147,654]</b> |
| 電話加入権            | 6,134              | (資本金)             | <b>[655,734]</b>   |
| その他              | 562                | (資本剰余金)           | <b>[652,395]</b>   |
| (投資その他の資産)       | <b>[1,988,546]</b> | 資本準備金             | 652,395            |
| 投資有価証券           | 327,652            | (利益剰余金)           | <b>[4,148,944]</b> |
| 関係会社株式           | 234,930            | 利益準備金             | 147,000            |
| 役員及び従業員に対する長期貸付金 | 10,017             | その他利益剰余金          | 4,001,944          |
| 長期前払費用           | 12,906             | 別途積立金             | 3,340,000          |
| 敷金及び保証金          | 820,464            | 繰越利益剰余金           | 661,944            |
| 長期未収入金           | 30,624             | (自己株式)            | <b>[△309,420]</b>  |
| 保険積立金            | 71,835             | <b>【評価・換算差額等】</b> | <b>[△839,842]</b>  |
| 投資不動産            | 476,253            | (その他有価証券評価差額金)    | [62,650]           |
| その他              | 17,890             | (土地再評価差額金)        | <b>[△902,493]</b>  |
| 貸倒引当金            | △14,027            | <b>純資産合計</b>      | <b>4,307,811</b>   |
| <b>資産合計</b>      | <b>6,155,497</b>   | <b>負債純資産合計</b>    | <b>6,155,497</b>   |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                       | 金 額       |
|---------------------------|-----------|
| 売 上 高                     | 5,941,342 |
| 売 上 原 価                   | 4,148,574 |
| 売 上 総 利 益                 | 1,792,767 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 1,484,951 |
| 営 業 利 益                   | 307,815   |
| 営 業 外 収 益                 | 76,773    |
| 受 取 利 息                   | 1,791     |
| 有 価 証 券 利 息               | 1,502     |
| 受 取 配 当 金                 | 12,790    |
| 受 取 手 数 料                 | 7,401     |
| 受 取 賃 料                   | 39,784    |
| 為 替 差 益                   | 5,706     |
| そ の 他                     | 7,796     |
| 営 業 外 費 用                 | 9,890     |
| 支 払 利 息                   | 257       |
| 不 動 産 賃 貸 原 価             | 9,633     |
| 経 常 利 益                   | 374,698   |
| 特 別 損 失                   | 12,653    |
| 固 定 資 産 売 却 損             | 9         |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 504       |
| 減 損 損 失                   | 8,352     |
| 校 舎 再 編 成 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,787     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           | 362,044   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税     | 72,829    |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △9,919    |
| 当 期 純 利 益                 | 299,135   |



## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

|                                 | 株 主 資 本 |         |              |           |              |               |              |          |             |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|-----------|--------------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |              |               |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                                 |         |         |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 平成26年4月1日残高                     | 655,734 | 652,395 | 652,395      | 147,000   | 3,340,000    | 427,235       | 3,914,235    | △309,420 | 4,912,944   |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |              |           |              |               |              |          |             |
| 剰余金の配当                          |         |         |              |           |              | △64,425       | △64,425      |          | △64,425     |
| 当期純利益                           |         |         |              |           |              | 299,135       | 299,135      |          | 299,135     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |         |              |           |              |               |              |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | -       | -       | -            | -         | -            | 234,709       | 234,709      | -        | 234,709     |
| 平成27年3月31日残高                    | 655,734 | 652,395 | 652,395      | 147,000   | 3,340,000    | 661,944       | 4,148,944    | △309,420 | 5,147,654   |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日残高                     | 42,475          | △902,493 | △860,017   | 4,052,926 |
| 事業年度中の変動額                       |                 |          |            |           |
| 剰余金の配当                          |                 |          |            | △64,425   |
| 当期純利益                           |                 |          |            | 299,135   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 20,175          |          | 20,175     | 20,175    |
| 事業年度中の変動額合計                     | 20,175          | -        | 20,175     | 254,884   |
| 平成27年3月31日残高                    | 62,650          | △902,493 | △839,842   | 4,307,811 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                           |
| ② その他有価証券 |                                                       |
| ・ 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                           |

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| ・ 商品  | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）   |
| ・ 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 定率法       | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| 建物        | 3～65年                  |
| 構築物       | 10～45年                 |
| 車両運搬具     | 6年                     |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年                  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 校舎再編成損失引当金

校舎再編成に係る支出及び損失に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。

(5) 収益の計上基準  
 入学要項に基づいて生徒より受け入れた授業料は、在籍期間に対応して、また入学金は入学時に、それぞれ収益として売上高に計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項  
 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 357,196千円 |
| 構築物 | 178千円     |
| 土地  | 474,210千円 |
| 計   | 831,586千円 |

上記に対応する債務

担保権によって担保されている債務はありませんが、銀行取引について担保提供をしています。

### (2) 圧縮記帳額

補助金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 26,694千円 |
|----|----------|

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,734,090千円

|               |          |
|---------------|----------|
| 投資不動産の減価償却累計額 | 75,779千円 |
|---------------|----------|

(4) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出しております。

|                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日                       | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 1,941千円    |

(5) 取締役に対する金銭債権 1,937千円

(6) 関係会社に対する金銭債務 10,940千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|      |          |
|------|----------|
| 営業取引 | 15,762千円 |
|------|----------|

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 普 通 株 式   | 884,647株   | - 株        | - 株        | 884,647株  |

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                  |          |
|------------------|----------|
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 10,023千円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 9,229    |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 82,297   |
| 繰延資産償却超過額        | 1,168    |
| 減価償却超過額          | 70,580   |
| 資産除去債務           | 101,944  |
| 繰越欠損金            | 403,344  |
| 投資有価証券評価損        | 24,405   |
| その他              | 30,590   |
| 繰延税金資産小計         | 733,584  |
| 評価性引当額           | △669,269 |
| 繰延税金資産計          | 64,315   |

繰延税金負債

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 11,753 |
| その他有価証券評価差額金    | 29,442 |
| 繰延税金負債計         | 41,196 |
| 繰延税金資産の純額       | 23,119 |

(注) この他、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が288,527千円ありますが、全額評価性引当をしております。

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している固定資産として事務用機器及び通信機器があります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

当社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種 類                                           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 資本金又は<br>出 資 金<br>(千 円) | 事業の内容<br>又は 職 業   | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割 合 | 関連当事者<br>との 関 係 | 取引の内容   | 取 引 金 額<br>(千 円) | 科 目                  | 期 末 残 高<br>(千 円) |
|-----------------------------------------------|----------------|-------------------------|-------------------|-------------------------------|-----------------|---------|------------------|----------------------|------------------|
| 役員かつ個人<br>主要株主が議<br>決権の過半数<br>を所有してい<br>る 会 社 | 独逸機械貿易株        | 70,000                  | 溶接機械の<br>輸 入 販 売  | —                             | 役員の兼任<br>不動産の貸借 | 駐車場の賃貸  | 348              | —                    | —                |
| 役員役員の近<br>親者個人主要<br>株主の近親者                    | 深 堀 和 子        | —                       | 当社取締役             | (被所有)<br>直接3.97%              | 不動産の貸借          | 不動産の貸借  | 5,863            | 前 払 費 用              | 527              |
| 役員の近親者<br>個人主要株主<br>の近親者                      | 下 村 キ ャ ク      | —                       | 独逸機械貿易<br>株 取 締 役 | —                             | 不動産等の<br>貸借     | 不動産等の貸借 | 18,684           | 前 払 費 用              | 1,681            |
| 役員                                            | 柴 田 里 美        | —                       | 当 社 常 務<br>取 締 役  | (被所有)<br>直接0.06%              | 金銭の貸付           | 貸付金の回収  | 587              | 役員及び従業員に<br>対する長期貸付金 | 1,937            |
|                                               |                |                         |                   |                               |                 | 利息の受取   | 45               |                      |                  |
| 役員                                            | 杉 山 幸 広        | —                       | 当社取締役             | (被所有)<br>直接0.14%              | 金銭の貸付           | 貸付金の回収  | 2,556            | —                    | —                |
|                                               |                |                         |                   |                               |                 | 利息の受取   | 36               | —                    | —                |
| 役員                                            | 西 村 泰 夫        | —                       | 当社監査役<br>弁 護 士    | —                             | 弁護士報酬<br>の支払    | 弁護士報酬   | 5,405            | —                    | —                |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の賃貸借については、不動産鑑定価格を基準に賃貸借料を決定しております。  
金銭の貸付及び利息の受取については、社内規程に基づいて行っております。  
弁護士報酬については、一般の取引と同様な条件で行っております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 534円92銭

(2) 1株当たり当期純利益 37円14銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 純資産の部の合計額 (千円)                  | 4,307,811 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)          | —         |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円)             | 4,307,811 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株) | 8,053,193 |

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 当期純利益 (千円)        | 299,135   |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | —         |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 299,135   |
| 期中平均株式数 (株)       | 8,053,193 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類等に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社城南進学研究社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎博行 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社城南進学研究社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類等に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社城南進学研究社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎博行 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社城南進学研究社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社城南進学研究社 監査役会

常勤監査役 宮 本 和 人 ㊞

社外監査役 小 林 慎 一 ㊞

社外監査役 西 村 泰 夫 ㊞

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

第33期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 10円  
総額 80,531,930円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法が本年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、当該変更議案提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第33条を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 4 条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役の<br/>ほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は、3 名以上 10 名以<br/>内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 20 条 (取締役の選任方法)<br/>当社の取締役は、株主総会におい<br/>て議決権を行使することができる株主<br/>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主<br/>が出席し、その議決権の過半数をもつ<br/>て行う。</p> <p>2 当社の取締役の選任決議はすべて<br/>累積投票によらないものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 4 条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役の<br/>ほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査等委員会<br/>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>第 5 条～第 18 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役 (<u>監査等委員である<br/>者を除く。</u>) は、3 名以上 10 名以内と<br/>する。<br/>2 <u>当社の監査等委員である取締役<br/>は、3 名以上 5 名以内 (その過半数は<br/>社外取締役とする。)</u> とする。</p> <p>第 20 条 (取締役の選任方法)<br/>当社の <u>監査等委員である取締役と<br/>それ以外の取締役は、株主総会におい<br/>て区別して選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使<br/>することができる株主の議決権の 3 分<br/>の 1 以上を有する株主が出席し、その<br/>議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>当社の取締役の選任決議はすべて<br/>累積投票によらないものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（取締役の任期）<br/>           取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役）<br/>           当会社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、取締役の中から選定する。</p> <p>2 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> | <p>第21条（取締役の任期）<br/>           取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役）<br/>           当会社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、<u>監査等委員ではない取締役の中から選定する。</u></p> <p>2 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、<u>監査等委員ではない取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条（取締役会）<br/> 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。<br/> 〈新 設〉</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第24条 〈条文省略〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>第25条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。<br/> 〈新 設〉</p> | <p>第23条（取締役会）<br/> 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第24条 〈現行どおり〉</p> <p>第25条（重要な業務執行の委任）<br/> 当会社は、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条（取締役の責任免除）<br/>           当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> | <p>第27条（取締役の責任免除）<br/>           当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものは除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>                                                                                                                                                                                                      | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第28条（監査等委員会）<br/> <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                  |
| <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>第29条（監査等委員会の招集通知）<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>                                                                                      |
| <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>第30条（監査等委員会の議事録）<br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                                                                                                                  |
| <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>第31条（監査等委員会規程）<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>第5章 監査役および監査役会<br/> <u>第27条（監査役の員数）</u><br/>         当社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                                                                                                                          | <p>〈削 除〉</p> |
| <p>第28条（監査役の選任方法）<br/> <u>当社の監査役は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                              | <p>〈削 除〉</p> |
| <p>第29条（監査役の任期）<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                        | <p>〈削 除〉</p> |
| <p>第30条（常勤の監査役）<br/> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>                                                                                                                                                                               | <p>〈削 除〉</p> |
| <p>第31条（監査役会）<br/> <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</u><br/>         2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u><br/>         3 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程によるものとする。</u></p> | <p>〈削 除〉</p> |
| <p>第32条（報酬等）<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                 | <p>〈削 除〉</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第33条（監査役の責任免除）</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の</u><br/> <u>規定により、任務を怠ったことによる</u><br/> <u>監査役（監査役であった者を含む。）</u><br/> <u>の損害賠償責任を、法令の限度におい</u><br/> <u>て、取締役会の決議によって免除する</u><br/> <u>ことができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の</u><br/> <u>規定により、社外監査役との間に、任</u><br/> <u>務を怠ったことによる損害賠償責任を</u><br/> <u>限定する契約を締結することができる。</u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく責任の</u><br/> <u>限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">〈 削 除 〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第6章 計 算<br/> 第34条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>第6章 計 算<br/> 第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><u>第33条（剰余金の配当等の決定機関）</u><br/> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第</u><br/> <u>459条第1項各号に定める事項につい</u><br/> <u>ては、法令に別段定めのある場合を除き、</u><br/> <u>株主総会の決議によらず取締役会の決議</u><br/> <u>により定める。</u></p>                                                                                                                                                               |
| <p>第35条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第34条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第36条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第37条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の</u><br/> <u>監査役の責任免除の経過措置）</u><br/> <u>平成27年3月31日に終了する事業年度</u><br/> <u>に関する定時株主総会の終結前の会社法</u><br/> <u>第423条第1項の行為に関する監査役</u><br/> <u>（監査役であった者を含む。）の責任免除</u><br/> <u>および監査役と締結済の責任限定契約に</u><br/> <u>ついては、なお同株主総会の終結に伴う</u><br/> <u>変更前の定款第33条の定めるところによ</u><br/> <u>る。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式数  |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 下村 勝己<br>(昭和25年10月26日生) | 昭和52年9月 独逸機械貿易株式会社設立<br>取締役（現任）<br>昭和57年9月 当社取締役<br>昭和60年2月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成14年10月 有限会社シモムラ設立<br>代表取締役（現任）                                                                                                                                                                                     | 1,157,000株 |
| 2     | 柴田 里美<br>(昭和33年3月16日生)  | 昭和59年3月 当社入社<br>平成8年4月 当社教務運営部長<br>平成8年6月 当社取締役教務運営部長<br>平成18年7月 当社取締役大学受験事業本部長<br>平成20年3月 当社取締役大学受験事業本部長兼<br>個別指導事業本部長<br>平成20年5月 当社取締役個別指導事業本部長<br>平成21年4月 当社常務取締役事業本部長<br>平成22年1月 当社常務取締役第一事業本部担当<br>平成23年2月 当社常務取締役事業本部兼映像事<br>業推進室担当<br>平成25年3月 当社常務取締役<br>平成25年12月 当社常務取締役集合授業事業部担<br>当（現任） | 4,800株     |
| 3     | 杉山 幸広<br>(昭和36年2月13日生)  | 平成3年11月 当社入社<br>平成18年2月 当社総務部長<br>平成19年3月 当社管理部長<br>平成20年5月 当社IT教育事業部長<br>平成22年1月 当社管理部長<br>平成23年2月 当社管理本部長兼経営戦略室長<br>平成23年6月 当社取締役管理本部長兼経営戦略<br>室長（現任）<br>平成24年2月 株式会社イオマガジン取締役（現<br>任）<br>平成25年10月 株式会社ジー・イー・エヌ取締役（現<br>任）                                                                      | 11,000株    |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4     | 千島 克哉<br>(昭和46年12月6日生) | 平成12年11月 当社入社<br>平成22年1月 当社第一事業本部長<br>平成23年2月 当社事業本部長<br>平成23年6月 当社取締役事業本部長<br>平成24年7月 株式会社イオマガジン取締役(現任)<br>平成25年3月 当社取締役事業本部長兼集合授業事業部長<br>平成25年10月 株式会社ジー・イー・エヌ取締役(現任)<br>平成26年3月 当社取締役事業本部長(現任) | 5,000株        |
| 5     | 深堀 和子<br>(昭和24年1月21日生) | 昭和47年4月 各種学校城南予備校入職<br>昭和50年4月 各種学校城南予備校副校長<br>昭和52年9月 独逸機械貿易株式会社設立<br>取締役(現任)<br>昭和57年9月 当社取締役(現任)<br>昭和59年3月 外語ビジネス専門学校設置者兼学校長(現学校法人深堀学園)<br>平成16年11月 学校法人深堀学園理事長兼学校長(現任)                       | 320,000株      |

- (注) 1. 取締役候補者下村勝己、深堀和子の両氏が就任しております独逸機械貿易株式会社と当社との間には不動産の賃貸借取引があります。
2. 取締役候補者柴田里美氏と当社との間には金銭の貸付があります。
3. 取締役候補者深堀和子氏は学校法人深堀学園の理事長であり、当社との間には不動産の賃貸借取引があります。
4. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社<br>株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | 宮本和人<br>(昭和24年5月18日生)  | 昭和50年2月 各種学校城南予備校入職<br>昭和59年4月 当社入社<br>平成8年4月 当社経営企画室長<br>平成15年2月 当社取締役情報マーケティング部長兼総務部担当<br>平成16年6月 当社監査役(現任) | 18,920株       |
| 2     | 小林慎一<br>(昭和29年11月14日生) | 昭和52年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所入所(現有限責任監査法人トーマツ)<br>昭和56年3月 公認会計士登録<br>平成8年7月 小林公認会計士事務所設立(現任)<br>平成9年12月 当社監査役(現任)  | 0株            |
| 3     | 西村泰夫<br>(昭和27年8月29日生)  | 昭和60年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)<br>千石法律事務所勤務<br>平成12年6月 当社監査役(現任)<br>平成13年8月 赤坂シティ法律事務所開設(現任)                       | 0株            |

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者小林慎一氏および西村泰夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 小林慎一氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、会計業務に長年にわたって携わられ、公認会計士としての識見と経験を有していることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの、当社の社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、候補者としております。
3. 小林慎一氏は、現在、当社の独立役員であります。
4. 西村泰夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、弁護士業務に長年にわたって携わられ、主に企業法務に関する豊富な知識と経験を有していることから、専門的見地を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 西村泰夫氏は赤坂シティ法律事務所に所属しており、当社と同事務所の間では契約文書の草案作成業務等の取引関係があります。
6. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、平成7年6月30日開催の第13回定時株主総会において年額168,000,000円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額168,000,000円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36,000,000円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 第33回定時株主総会会場のご案内

会 場 神奈川県川崎市川崎区駅前本町22番地2

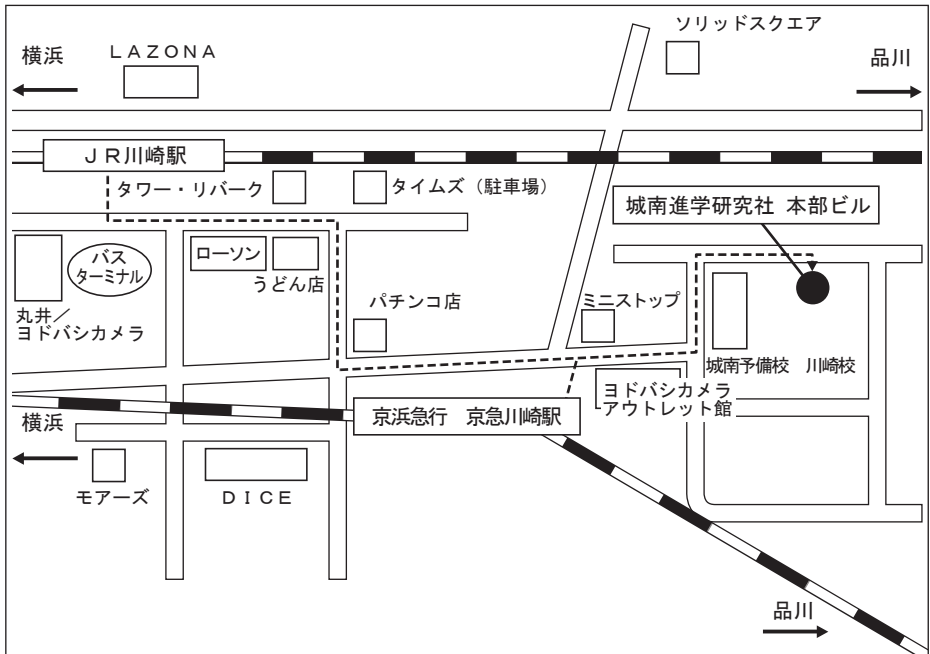
当社 本部ビル 5階ホール

本部電話番号 (044) 246-1951 (代表)

最寄りの駅 ・ J R 川 崎 駅 東口 徒歩15分

・ 京浜急行線 京急川崎駅 西口 徒歩5分

{会場付近略図}



駐車設備が充分ではありませんので電車をご利用ください。